



島根県報

平成26年7月1日（火）

第2,610号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【規 則】

生活保護法施行細則の一部を改正する規則	（地 域 福 祉 課）	3
療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則	（健 康 推 進 課）	15
島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則	（農 業 経 営 課）	15

【告 示】

平成26年度第4次自衛官募集	（防 災 危 機 管 理 課）	16
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	17
ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為の一部改正	（都 市 計 画 課）	18
島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値の一部改正	（建 築 住 宅 課）	18

公布された条例等のあらまし

◇生活保護法施行細則の一部を改正する規則（規則第57号）

1 規則の概要

- (1) 指定医療機関の指定又は指定の更新の申請書及び当該指定又は指定の更新の申請に係る誓約書を定めることとした。（第7条第1項・様式第6号・様式第7号関係）
- (2) 指定介護機関として指定を受けたものとみなされることを不要とする旨の申出書を定めることとした。（第7条第3項・様式第9号関係）
- (3) 指定助産機関又は指定施術機関の指定の申請書及び当該指定の申請に係る誓約書を定めることとした。（第7条第4項・様式第10号・様式第11号関係）
- (4) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則（規則第58号）

1 規則の概要

租税特別措置法の改正に伴う引用条項の整理（別表第2・別表第3・様式第1号関係）

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

◇島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則（規則第59号）

1 規則の概要

- (1) 検査は、次に掲げる観点から、組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別の指導監督の実を挙げ、もって農業災害補償制度における組合等の正常な事業運営を促進することを目的とするものとした。（第2条関係）
 - ア 定款、共済規程、共済事業の実施に関する条例、諸規則等（以下「定款等」という。）が適切に整備され、法令、法令に基づいてする行政処分及び定款等が遵守されていること。
 - イ 法第1条に定める目的及び定款等により組合等が定めた業務又は事業の目的に合致した運営がなされていること。
 - ウ 業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されていること。

- (2) 検査員は、検査に際し特に必要があると認めるときは、組合員又は加入者、取引先、退任した役員、退職した職員その他の関係者に対し、個人情報の保護等に十分配慮した上で、任意の説明、答弁又は書面の提出を求めることができることとした。（第12条関係）
- (3) 知事は、組合等において、法令等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合等と農業共済組合連合会の双方に関係するものであると認める場合その他必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、農林水産大臣と協力して検査を実施することとした。（第18条関係）
- (4) その他規定の整備

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

生活保護法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第57号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（平成12年島根県規則第75号）の一部を次のように改正する。

第7条を次のように改める。

（指定医療機関等の指定申請書等）

第7条 省令第10条第2項及び第4項の申請書は様式第6号によるものとし、同条第2項第6号及び同条第4項第2号の誓約書は様式第7号によるものとする。

2 省令第10条の6第2項の申請書は、様式第8号によるものとする。

3 省令第10条の7の申出書は、様式第9号によるものとする。

4 省令第10条の8第1項の申請書は様式第10号によるものとし、同項第2号の誓約書は様式第11号によるものとする。

第8条第1項中「様式第8号」を「様式第12号」に改め、同条第2項中「様式第9号」を「様式第13号」に改め、同条第3項中「様式第10号」を「様式第14号」に改め、同条第4項中「様式第11号」を「様式第15号」に改める。

第9条中「様式第12号」を「様式第16号」に改める。

第10条中「様式第13号」を「様式第17号」に改める。

様式第4号中「厚生省承認年月日」を「厚生労働省承認年月日」に改める。

様式第6号を次のように改める。

様式第6号 (第7条関係)

(表)

生活保護法指定医療機関 指定・指定更新 申請書

次のとおり指定・指定の更新を申請します。

医療機関	フリガナ		医療機関コード	
	名称			
	所在地	TEL ()		
開設者	フリガナ			
	氏名(名称等)			
	生年月日	年	月	日
	住所(所在地)			
管理者	フリガナ		生年月日	年 月 日
	氏名			
	住所			
診療科名				
病床数	一般	床 (床)	結核	床 (床)
	療養	床 (床)	感染症	床 (床)
	精神	床 (床)		
健康保険法による指定	有・指定申請中		有効期間	年 月 日から 年 月 日まで
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定	有・無・指定申請中		年 月 日指定(申請)	
生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局の該当の有無	有・無	左欄の「有」に該当する場合で、開設者以外に診療又は調剤に従事している医師、歯科医師又は薬剤師がいる場合、その医師、歯科医師又は薬剤師の氏名		
現に受けている生活保護法の規定による指定の有効期間満了日	年 月 日 (更新の場合のみ記載)			

年 月 日
島根県知事 様

住 所
申請者(開設者)
氏 名

印

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、知事に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を経由して提出してください。
- 2 貴機関が新たに指定された場合には、告示するほか、指定通知書により通知します。
- 3 更新申請の場合、指定の有効期間の満了日までに、申請に対する通知がなされないときは、従前の指定は、指定の有効期間の満了後もその通知がされるまでの間は、なおその効力を有します。

【記載要領】

- 1 標題の「指定・指定更新」及び申請文の「指定・指定の更新」の部分は、いずれかを○で囲んでください。
- 2 医療機関の「名称」は、医療法による開設許可証等に記載されている名称を記載してください。
- 3 「医療機関コード」は保健医療機関番号を記載してください。
- 4 開設者が法人の場合、開設者の「氏名（名称等）」に法人の名称及び代表者の職・氏名を記載し、「住所（所在地）」に法人の主たる事務所の所在地を記載してください。
※ 開設者が法人の場合、生年月日については記載の必要はありません。
- 5 「診療科名」は、標ぼうする診療科名を記載してください。診療科名が複数ある場合には、主たる診療科を最初に記載してください。
- 6 「病床数」は、休床中の病床も含めて医療法により知事に許可された病床数を記入し、休床数を括弧内に記入してください。
- 7 「健康保険法による指定」は、申請時点における健康保険法による指定の「有」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は健康保険法による指定の有効期間を記載してください。また、「指定申請中」の場合は、健康保険法による指定の申請を行った日を記載してください。
※ 健康保険法の指定を受けていない場合には、生活保護法の指定は受けられません。
※ 訪問看護ステーションのうち、介護保険法の指定を受けることにより、健康保険法の指定を受けたとみなされるものについては、「健康保険法による指定」の「有効期間」には、介護保険法の指定の有効期間を記載してください。
- 8 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による指定」は、申請時点における結核指定医療機関としての指定の「有」・「無」・「指定申請中」のいずれかを○で囲み、「有」の場合は指定年月日を記載してください。
また、「指定申請中」の場合は、結核指定医療機関の指定申請を行った日を記載してください。
- 9 「現に受けている生活保護法による指定の有効期間満了日」については、生活保護法第49条の3第1項の規定により指定の更新を受けようとする場合に、記載してください。
- 10 「生活保護法第49条の3第4項において規定する診療所又は薬局」とは、以下のいずれかに該当するものであり、②に該当する場合には、診療又は調剤に従事している医師、歯科医師又は薬剤師の氏名を記載してください。
 - ① 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事しているもの
 - ② 医師、歯科医師又は薬剤師の開設する指定医療機関であって、その指定を受けた日からおおむね引き続き当該開設者である医師、歯科医師又は薬剤師及びその者と同一の世帯に属する配偶者、直系血族又は兄弟姉妹である医師、歯科医師又は薬剤師のみが診療又は調剤に従事しているもの
- 11 申請者（開設者）の署名は、法人の場合は、名称、代表者の職・氏名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

様式第13号中「厚生大臣」を「厚生労働大臣」に改め、同様式を様式第17号とし、様式第8号から様式第12号までを4様式ずつ繰り下げ、様式第7号を様式第8号とし、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第9号（第7条関係）

申 出 書

生活保護法第54条の2第2項ただし書の規定により、同項本文に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

(1) 開設者の氏名及び住所

※ 開設者が法人の場合には、法人名、代表者名及び主たる事務所の所在地を記載してください。

氏名 _____

住所 _____

(2) 管理者の氏名及び住所

氏名 _____

住所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申出者（開設者）

氏 名



様式第10号（第7条関係）

（表）

生活保護法指定 助産機関・施術機関 指定申請書

次のとおり指定を申請します。

申請を行う助産師又は施術者	フリガナ	
	氏 名	
	生年月日	年 月 日
	住 所	TEL ()
開設し、又は勤務している助産所又は施術所	フリガナ	
	名 称	
	所 在 地	TEL ()
業 務 の 種 類	助産・あん摩マッサージ指圧・はり・きゅう・柔道整復	

年 月 日

島根県知事 様

住 所

申請者

氏 名

㊞

(裏)

【注意事項】

- 1 この書類は、知事に直接に、又は所在地を管轄する福祉事務所を經由して提出してください。
- 2 免許証の写しを添付してください。
- 3 貴機関が新たに指定された場合には、告示するほか、指定通知書により通知します。

【記載要領】

- 1 標題の「助産機関・施術機関」の部分は、いずれかを○で囲んでください。
- 2 「業務の種類」は、該当するものを○で囲んでください。

様式第11号（第7条関係）

<p>生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）に該当しない旨の誓約書</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>次に掲げる生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）の規定に該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">住 所</p> <p style="text-align: right;">氏 名 ㊟</p>
<p>（誓約項目）</p> <p>生活保護法第55条第2項において準用する同法第49条の2第2項各号（第1号、第4号ただし書、第7号及び第9号を除く。）の規定関係</p> <p>1 第2号関係</p> <p>指定を受けようとする助産師又は施術者（以下「申請者」という。）が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日を経過しない者であること。</p> <p>2 第3号関係</p> <p>申請者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。</p> <p>※ 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号） (3) 栄養士法（昭和22年法律第245号） (4) 医師法（昭和23年法律第201号） (5) 歯科医師法（昭和23年法律第202号） (6) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号） (7) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号） (8) 医療法（昭和23年法律第205号） (9) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） (11) 社会福祉法（昭和26年法律第45号） (12) 薬事法（昭和35年法律第145号） (13) 薬剤師法（昭和35年法律第146号） (14) 老人福祉法（昭和38年法律第133号） (15) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号） (16) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号） (17) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） (18) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号） (19) 介護保険法（平成9年法律第123号） (20) 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号） (21) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号） (22) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）

(23) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）

(24) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

3 第4号関係

申請者が、生活保護法の規定により指定助産機関又は指定施術機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であること。

4 第5号関係

申請者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第6号関係

申請者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として知事が当該申請者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第8号関係

申請者が、指定の申請前5年以内に被保護者の助産又は施術に関し不正又は著しく不当な行為をした者であること。

様式第6号の次に次の1様式を加える。

様式第7号（第7条関係）

<p>生活保護法第49条の2第4項において準用する同条第2項第2号から第9号までに該当しない旨の誓約書</p> <p>島根県知事 様</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>次に掲げる生活保護法第49条の2第4項において準用する同条第2項第2号から第9号までの規定に該当しないことを誓約します。</p> <p style="text-align: right;">住 所 氏 名 ㊟</p>
<p>（誓約項目）</p> <p>生活保護法第49条の2第4項において準用する同条第2項第2号から第9号までの規定関係</p> <p>1 第2号関係</p> <p>開設者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。</p> <p>2 第3号関係</p> <p>開設者が、生活保護法その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの（※）の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であること。</p> <p>※ 国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号） (2) あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号） (3) 栄養士法（昭和22年法律第245号） (4) 医師法（昭和23年法律第201号） (5) 歯科医師法（昭和23年法律第202号） (6) 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号） (7) 歯科衛生士法（昭和23年法律第204号） (8) 医療法（昭和23年法律第205号） (9) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号） (10) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号） (11) 社会福祉法（昭和26年法律第45号） (12) 薬事法（昭和35年法律第145号） (13) 薬剤師法（昭和35年法律第146号） (14) 老人福祉法（昭和38年法律第133号） (15) 理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号） (16) 柔道整復師法（昭和45年法律第19号） (17) 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号） (18) 義肢装具士法（昭和62年法律第61号） (19) 介護保険法（平成9年法律第123号） (20) 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号） (21) 言語聴覚士法（平成9年法律第132号） (22) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号） (23) 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号） (24) 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）

3 第4号関係

知事が当該指定の取消しの処分となった事実その他当該事実に関して開設者が有していた責任の程度を確認した結果、開設者が当該指定の取消しの理由となった事実について組織的に関与していると認められない場合を除き、開設者が、生活保護法の規定により指定医療機関の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日前60日以内に当該指定を取り消された病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で当該取消しの日から起算して5年を経過しないものを含む。）であること。

4 第5号関係

開設者が、生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

5 第6号関係

開設者が、生活保護法の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき生活保護法の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として知事が当該開設者に当該検査が行われた日から10日以内に、検査日から起算して60日以内の特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に生活保護法の規定による指定の辞退の申出をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

6 第7号関係

第5号に規定する期間内に生活保護法の規定による指定の辞退の申出があつた場合において、開設者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）が、同号の通知の日前60日以内に当該申出に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者であった者で、当該申出の日から起算して5年を経過しないものであること。

7 第8号関係

開設者が、指定の申請前5年以内に被保護者の医療に関し不正又は著しく不当な行為をしたものであること。

8 第9号関係

当該申請に係る病院若しくは診療所、薬局又は訪問看護事業者等の管理者が第2号から第8号までのいずれかに該当すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第58号

療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則の一部を改正する規則

療育の給付及び小児慢性特定疾患治療研究事業の医療の給付に係る費用の徴収等に関する規則（昭和62年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

別表第2備考2(2)中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

別表第3備考1(2)中「から第3項まで」を「、第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

様式第1号備考2中「第41条第1項から第3項まで」を「第41条第1項、第2項及び第6項」に、「第4項及び第5項」を「第5項及び第6項」に、「及び第2項、」を「及び第3項並びに」に、「第2項並びに第41条の19の5第1項」を「第3項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県規則第59号

島根県農業共済組合等検査規則の一部を改正する規則

島根県農業共済組合等検査規則（平成21年島根県規則第70号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び」を「又は」に、「第9条第2項」を「第10条第2項」に改め、「その他別」を削る。

第18条を第20条とし、第17条を第19条とし、第16条を第17条とし、同条の次に次の1条を加える。

（農林水産大臣との連携）

第18条 組合等において、法令、法令に基づいてする行政処分若しくは定款等に違反する疑い又は事業の健全な運営を確保し得ない事由があり、その疑い又は事由が組合等及び農業共済組合連合会の双方に関係するものであると知事が認める場合その他知事が検査の実施に当たって農林水産大臣の協力が必要と認める場合において、農林水産大臣と見解が一致するときは、知事は、相互連携の取組を更に徹底する観点から、農林水産大臣と情報を共有し、実態の把握が一層正確かつ徹底的なものとなるよう協力して検査を実施するものとする。

第15条を第16条とする。

第14条第2項中「法令等の違反又は組合等の運営上」を「法令、法令に基づいてする行政処分若しくは定款等の違反又は組合等の業務運営上是正若しくは」に、「事項が」を「重要な指摘事項が」に改め、同条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条を第13条とする。

第11条中「対し」の次に「、個人情報の保護等に十分配慮した上で」を加え、同条を第12条とし、第10条を第11条とし、第4条から第9条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第2項中「第6条第3項」を「第7条第3項」に改め、同条を第4条とし、第2条を第3条とし、第1条の次に次の1条を加える。

(検査の目的)

第2条 検査は、次に掲げる観点から、組合等の業務及び会計の状況を的確に把握することにより、組合等に対する個別の指導監督の実を挙げ、もって農業災害補償制度における組合等の正常な事業運営を促進することを目的とする。

- (1) 定款、共済規程、共済事業の実施に関する条例、諸規則等（以下「定款等」という。）が適切に整備され、法令、法令に基づいてする行政処分及び定款等が遵守されていること。
- (2) 法第1条に定める目的及び定款等により組合等が定めた業務又は事業の目的に合致した運営がなされていること。
- (3) 業務及び会計が効率性の観点からみて、合理的に運営されていること。

別記様式第1号及び別記様式第2号中「第3条」を「第4条」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第394号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条及び第117条第1項並びに第118条の規定により、平成26年度第4次自衛官募集の募集期間、試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成26年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 募集項目

- 男性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）
女性 自衛官候補生（陸上・海上・航空自衛隊）

2 募集期間

(1) 男性

- 一 一般 平成26年9月4日（木）締切
高校生 平成26年9月18日（木）締切
（平成27年3月高等学校卒業予定者又は中等教育学校卒業予定者）

(2) 女性

平成26年8月1日（金）から同年9月9日（火）まで

3 試験期日及び試験場

(1) 男性 一般（筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験）

平成26年9月5日（金）又は同月6日（土）
陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1（電話0853（21）1045）

(2) 男性 高校生

（筆記試験・適性検査・作文）
平成26年9月19日（金）又は同月20日（土）
島根県松江合同庁舎 松江市東津田町1741-1（電話0852（32）5605）
島根県出雲合同庁舎 出雲市大津町1139（電話0853（30）5509）

島根県浜田合同庁舎 浜田市片庭町254 (電話0855 (29) 5505)

(身体検査・口述試験)

平成26年9月26日(金)から同月28日(日)までの間の指定する1日

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1 (電話0853 (21) 1045)

(3) 女性(筆記試験・適性検査・作文・身体検査・口述試験)

平成26年9月29日(月)

陸上自衛隊出雲駐屯地 出雲市松寄下町1142-1 (電話0853 (21) 1045)

4 採用予定日

平成27年3月下旬から4月上旬まで

5 その他

(1) 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の1日現在18歳以上27歳未満の者

(2) 試験科目

ア 筆記試験(国語・数学・社会)、作文

イ 口述試験

ウ 適性検査

エ 身体検査

(3) この試験に関する問合せは、自衛隊島根地方協力本部(松江市向島町134-10電話0852 (21) 0015)に連絡すること。

島根県告示第395号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成26年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

掛合ショッピングセンター コア 雲南市掛合町掛合2150番地16

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

株式会社 コア 代表取締役 石飛 幸治 雲南市掛合町掛合2150番地16

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) 掛合ショッピングセンター協同組合 代表理事 石飛 幸治

(変更後) 株式会社 コア 代表取締役 石飛 幸治

(4) 変更の年月日

平成26年6月1日

2 届出年月日

平成26年6月19日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

雲南市産業振興部商工観光課（雲南市木次町新市426-7）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

ア 氏名及び住所（団体にあつてはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあつてはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ アの記載事項についての公表の意思の有無

ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地

エ 意見の内容

オ 意見を述べる理由

(3) その他

意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第396号

ふるさと島根の景観づくり条例施行規則の規定により知事が指定する行為（平成23年島根県告示第536号）の一部を次のように改正し、平成26年7月1日から施行する。

平成26年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

第2号中「平成20年出雲市告示第50号」を「平成26年出雲市告示第56号」に改める。

島根県告示第397号

島根県営住宅条例の規定による利便性に係る数値（平成25年島根県告示第202号）の一部を次のように改正し、平成26年7月1日から施行する。

平成26年7月1日

島根県知事 溝 口 善兵衛

表鹿足郡吉賀町の項中

溝上	簡易耐火構造2階建	昭和52	0.93	を
	木造2階建	平成25	0.96	

「

溝上	木造2階建	平成25	0.96	に改める。
		平成26		

」